

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

vol. 14

2017 夏・秋号

# コロポックル

Koropokkuru

特集

相続手続きがスムーズにできるようになります！  
法定相続情報証明制度ってなに？  
「信託」ご存知ですか？

続・桐原司法書士事務所物語

少額訴訟って、どんな手続き？

ホッキョクグマ

[編集・発行] 札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
TEL.011-281-3505 FAX.011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>

## 続・桐原司法書士事務所物語

# ～少額訴訟って、どんな手続き？～

### 【登場人物紹介】

桐原 法子

司の妹。ちょっとだけお調子者の兄が先に司法書士になり、その背中を見て(案じて?)自らも司法書士になった。



桐原司法書士事務所

桐原 司

法子の双子の兄。司法書士。



林田 さん

しっかり者の事務員さんで、司のお目付け役。桐原事務所では、彼がいないとお仕事がちまちま停滞するらしい。



夏野 さん

司が「賃貸トラブルセミナー」の講師を務めた際に、熱心に話を聞いてくれたお客様。



林田： 司先生、おはようございます。

司： 林田さん、おはようございまーす。…あ、もしかして、その訴状、チェックしてくれた？

林田： ええ、そりゃあチェックしますよ、これだけあからさまに私の机の上に広げてあれば。今回は少額訴訟を提起するんですね。

司： うん、依頼者の夏野さんとも話し合っ、この件に関しては、通常の裁判よりも少額訴訟の方が良いんじゃないか、って。

林田： そうなんですか…私、裁判書類の作成は慣れています、依頼者との面談の場や実際の裁判手続きには触れたことがないので、司先生のその大げさすぎるほど臨場感あふれる身振り手振りを交えた説明でもって、この敷金返還請求事件のあらましや、少額訴訟の方が良いと判断した理由などについてご教示願えませんか。

司： もちろん、ご要望とあらば！

林田： (あ、ノリノリ。これは長くなりそう…)一応確認ですが、今日の午前中は予定入ってませんでしたよね。

司： 夏野さんが相談にいらっしまったのはかれこれ…

— 1 か月前 —

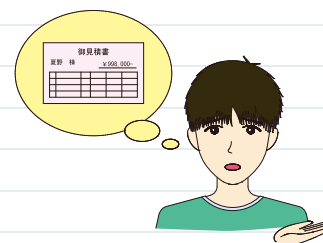
夏野： 司先生、先日は我が家の登記手続きをしていただいて、ありがとうございました。

司： こちらこそ、ご依頼いただきありがとうございました。いかがですか？新しいお住まいは。

夏野： やはり、今まで住んでいた賃貸マンションとは全然違って、設備も部屋も使い勝手が良く、家族も皆、大満足しているんです。ただ…

司： 何かあったんですか？

夏野： ええ、新しい家の方ではなく、転居前の賃貸マンションの方が問題です。大家さんから壁紙の張替やら床の傷やらの修繕費として100万円近い請求をされたんですよ。



司： あらら…夏野さんがその賃貸マンションに入居したのって、たしか6年くらい前でしたよね。

夏野： そうです、入居する少し前に、たまたま先生が講師をしていた賃貸トラブルのセミナーに参加したんです。先生のおっしゃっていた「原状回復トラブル予防の5箇条」※、しっかり実践しまして、入居直前の室内の写真で、大家さんが請求してきた床の傷が入居の時点ですでにあったことが証明できましたし、結露が発生しやすい部屋がありましたが、日ごろから拭き取るようにしていましたから、壁紙の汚れも最小限のもので済んでいます。このとおり、退去時の室内写真も撮りました。

司： なるほど、証拠はバッチリですね。壁紙については、そもそも入居から6年経っているのですから、価値が残存していないです。

夏野： ええ。私の方でも、当然納得がいかなかったもので、マンションの管理会社に間に入ってもらって、大家さんに入居時と退去時の写真を提示して、私には室内の修繕費の負担義務がないと主張したんです。管理会社の担当者からも説明や説得もあって、さすがに大家さんも100万円近い請求は撤回してくれましたが、敷金は修繕費用に充てるものだと言って、返してくれないんですよ。

司： 敷金は賃借人さんからの預り金ですからね、大家さんは原則として、賃借人さんの退去時に敷金を返還しなければならないんですけど…

夏野： そうなんですよ、でも、いくら私がそのように主張しても、管理会社の担当者がそのことを説明してくれても、大家さんは全く聞く耳を持たないんです。

司： なるほど…わかりました。よろしければ、私からも大家さんにご説明してみますよ。ただ、その調子だと、裁判を起こして請求しないと、大家さんに敷金を返してもらうのは難しいかもしれませんね。

夏野： 裁判ですか…司先生にお願いすることはできるんですか？

司： そうですね、念のため確認ですが…敷金って、140万円を超えてませんよね。

夏野： ええ、20万円です。ちなみに、なぜ「140万円」なんですか？

司： 140万円というのは、司法書士の中でも、法務大臣の認定を受けている者が簡易裁判所で代理人となって扱える民事事件の訴訟の目的となる価格の上限なんです。私はその認定を受けていますから、大家さんに返還を請求する敷金の額が20万円ということであ

※ 詳しくは、「コロポックル vol.13」P01～P07を見てね！

ば、夏野さんの代理人となって裁判をすることもできますよ。

容を確認し、判決となった場合もその場で言い渡しを行うんですよ。

**夏野:** それは助かります!…でも、裁判となると時間も費用も掛かりますよね。大家さんから無事に敷金が返ってきて、その分が費用で消えてしまうようなら、無益な争いは避けるべきですよね。

**夏野:** なるほど! 少額訴訟の手続きを利用すれば、時間と費用を節約できるんですね。

**司:** おっしゃる通り、通常の裁判手続きでは、大体1か月に1回のペースで裁判期日が開かれるため、事案によっては、和解や判決までに何か月もかかりますし、それに比例して代理人に支払う費用も増えていってしまいます。そこでご提案なのですが、今回は少額訴訟を提起してみませんか?

**司:** そうなんです。ただし、被告が少額訴訟手続きを行うことに同意しない場合は、通常の訴訟手続きに移行してしまいます。被告は、第1回の裁判期日で自分の言い分を主張するまでの間、少額訴訟ではなく通常訴訟の手続きを利用することを選択できるので、通常、裁判期日の冒頭で、裁判官から被告に対し、少額訴訟手続きの説明と、この手続きで進めてよいかの確認があるんです。

**夏野:** 少額訴訟…ですか?

**夏野:** そうなんです。でも、1回で全ての審理が終わるのであれば、大家さんにとってもメリットになりますよね。

**司:** ええ、60万円以下の金銭の支払を請求する場合についてのみ利用できる、簡易裁判所だけの特別な手続きです。少額訴訟は、原則として1回の期日で全ての審理を終える手続きで、期日の当日に原告と被告の間で和解が調った場合はその場で和解の内

**司:** ええ、大家さんが自ら出廷するにせよ、弁護士や司法書士に依頼するにせよ、時間と費用を掛けなくて済む少額訴訟手続きに同意する可能性は十分あると思いますよ。

### 少額訴訟と簡易裁判所での通常訴訟の相違点

	少額訴訟	通常訴訟(簡裁)
請求等の対象となる金額(元金)の上限	60万円	140万円
手続きを利用できる回数	1年に10回まで	制限なし
手続きに対する被告の同意	必要 同意がある	不要 同意がない
裁判期日の回数	原則として1回	制限なし
判決に不服がある場合の 手続きの流れ	異議申立 ↓ 簡易裁判所で通常訴訟にて審理 ↓ 和解    もしくは    判決 ↓ 不服があっても再度の 異議申立や控訴は不可	《通常訴訟に移行》 ↓ 控訴 ↓ 地方裁判所で審理 ↓ 和解    もしくは    判決 ↓ 不服がある場合、 上告可

**夏野:** ちなみに、判決になった場合、その内容に納得できなければ、さらに裁判は続けられるんですか?

**司:** そのとおりです。今回のケースでは、夏野さんが撮影した室内写真に写っていない部分に破損や汚損がない限り、「大家さんは夏野さんに敷金を返さない」という内容の判決ができる可能性が高いです。そうすると、判決に異議を唱えるのは大家さん側でしょうから、判決後の審理を担当する裁判官が変わらなくても夏野さんに不都合はないですよ。

**司:** 被告が少額訴訟に同意せずに通常訴訟に移行すると、原告も被告も、簡易裁判所での審理に基づく判決の内容に不服があれば、地方裁判所に控訴することができるのですが、少額訴訟手続きで判決となった場合は控訴ができませんよ。

**夏野:** それなら、ぜひ少額訴訟を利用したいです。…ちなみに、判決後に異議が申し立てられた場合も、司先生に裁判の代理人をお願いすることってできるんですか?

**夏野:** そうすると、少額訴訟では、判決に不服があっても何もできないんですか?

**司:** いえ、少額訴訟では控訴はできませんが、原告も被告も、裁判所から判決の書類が発送されて自宅に届いてから2週間以内であれば、異議を申し立てることができるんです。そして、原告もしくは被告から異議申し立てがあった場合は、同じ簡易裁判所で通常訴訟により審理が行われることになるんですよ。

**司:** 少額訴訟手続きで判決が出た後、異議により通常訴訟が開かれて再度判決に至った場合には、たとえその判決に不服があっても、控訴はできないことになっているので、最後まで司法書士が代理人として手続きをすることができます。

**夏野:** よかった、それなら安心です。

**夏野:** なんだか、ややこしい話ですね。控訴と異議、異なるのは審理する裁判所だけですか?

**司:** ただ、大家さんが少額訴訟に同意せずに通常訴訟に移行してしまうと、判決後の控訴審は地方裁判所で行われるため、簡易裁判所の代理権しか持たない司法書士は、控訴審の代理人にはなれないんですよ。

**司:** もちろん、審理する裁判所の違いもありますが、大きな違いは裁判官ですね。少額訴訟の判決後の異議によって開かれる通常訴訟は、原則として少額訴訟を担当した裁判官がそのまま担当するんです。ですから、よほど裁判官の心証が変わるような新たな証拠でも出てこない限り、判決の内容は変わらないってことです。

**夏野:** その場合でも、簡易裁判所での通常訴訟の段階では、先生にお願いできるんですよね?

**司:** ええ、もちろん。

**夏野:** なるほど…通常訴訟の場合は、控訴によって裁判所だけではなく、裁判官も変わるから、心証に伴って判決の内容も変わる可能性があるってことですね。

**夏野:** よかった…でも、もし判決後に控訴、となったら、どうしよう。弁護士さんをお願いすることになるんでしょうか。

司：ご自身で裁判所に出廷する、という方法もありますよ。裁判所に提出する書類を作成するのが難しい場合は、こちらで作成することも可能です。司法書士は元々、不動産の登記や会社の登記の申請といった、法務局に提出する書類の作成だけでなく、裁判所や検察庁に提出する書類の作成業務も担っているんです。

夏野：わかりました、司先生、まずは少額訴訟の提起をお願いいたします。もし、通常訴訟に移行してしまったら、判決が出た後、大家さんに控訴された時点で弁護士さんをお願いするか、自分で出廷してみるか、また考えてご相談しますね。

### ● 桐原事務所、お昼休み ●

林田：なるほど、そういうお話でしたか。

法子：司に、話長いってば。

司：あれ？二人ともいつの間にお昼食はじめたの？というか、法子、おかえり。



法子：帰ってきたの1時間以上前だけど、ただいま。途中から話を聞いてたけど、その敷金返還請求の案件って、この間司にいが訴状作るのに手こずってたやつだよ。

司：うん、少額訴訟の訴状を作るのって、実のところ初めてだったし。

林田：(?!)

法子：少額訴訟は原則1期日しかないから、証拠を出し尽くさないといけないもんね。夏野さん、賃貸借契約書とか室内写真とか、証拠になるものをいっぱい持ってたから、それを整理するだけでも大変だったもんね。

林田：あ、司先生。噂をすれば何とやらで、夏野さんの件、簡易裁判所から期日をいつにするか、FAXで問い合わせが来てますよ。

司：林田さん、ありがと。法子～、一緒に出廷できる？

法子：あん？それくらい一人で行きなさい！

やはり裁判関係は法子先生の方が詳しくだったか…。今度から裁判関係の質問は法子先生にしよう、その方が絶対に時間の節約になる、と思った林田さんでした。

《おしまい》

記事・イラスト：小原 有津子

司法書士が答える

## 「ほっ」と相談室 vol.14

～相談内容～

### 施設にいる兄の財産管理が心配



今回の回答者

札幌司法書士会所属  
司法書士

べっく ふみやす  
別宮 史泰



私の兄は施設で生活しています。寝たきりの状態で会話もできません。兄は未婚で子どもいません。私が兄に代わって、施設等の手続やお金の管理をしています。私も段々年をとってきまして、これからも兄の財産管理を続けていけるかとても不安です。そこで、誰か信頼できる専門家の方に兄の財産管理をお願いできればと思っています。のですが、どのような手続をとれば良いのでしょうか。



そのような場合ですと、成年後見人選任の申立が考えられます。この申立をしますと、家庭裁判所がお兄さんの成年後見人を選任します。選任後は成年後見人がお兄さんの財産管理や施設の手続などの支援を行います。なお、成年後見人となる候補者を定めずにこの申立を行った場合、家庭裁判所は、司法書士・弁護士等の専門家を成年後見人に選任することが一般的です。

また、成年後見人は裁判所の監督のもとでお兄さんを支援する立場の人なので、親族の意向と異なることが出てくるかもしれない点にご注意ください。



成年後見人となる方とよく話し合っていくことが大事になりそうですね。どのくらいの期間で成年後見人は選任されるのでしょうか。



一般的には、家庭裁判所に申立をしてから、1～2ヶ月程で選任されます。ケースによっては、時間が多くかかることもあります。



私が兄のために申立をすることはできるのでしょうか。



はい、できます。4親等以内の親族であれば、例えばおじ・おば、甥・姪、いとこも申立可能です。親族がない場合は、市町村長からも申立ができます。



それはよかったです。申立にかかる費用はどのくらいなのでしょう。



裁判所に提出する印紙や切手代で1万円弱、その他戸籍謄本や診断書などの取得費用がかかります。また、家庭裁判所の判断により、お医者さんにご本人の精神状況を鑑定してもらうこととなった場合は、鑑定料として5～10万円が別途必要となります。申立手続を専門家に依頼した場合は、その費用もかかります。これらの費用は原則として申立人が負担します。

あと、成年後見人が就任した後は、成年後見人に対する報酬が発生していきます。この報酬は、お兄さんの財産から支払われることになっていて、家庭裁判所が金額を決定します。



なるほど～。申立費用は何とか私でも負担できそうです。申立を検討してみたいと思います。ちなみに、申立の手続を司法書士に依頼することはできるのでしょうか。



はい、申立書等の作成ができますので、お任せ下さい！

イラスト：マルヤクマ

# 相続手続きがスムーズにできるようになります！ 法定相続情報証明制度ってなに？

相続手続きでは書類の準備が大変なことのひとつです。

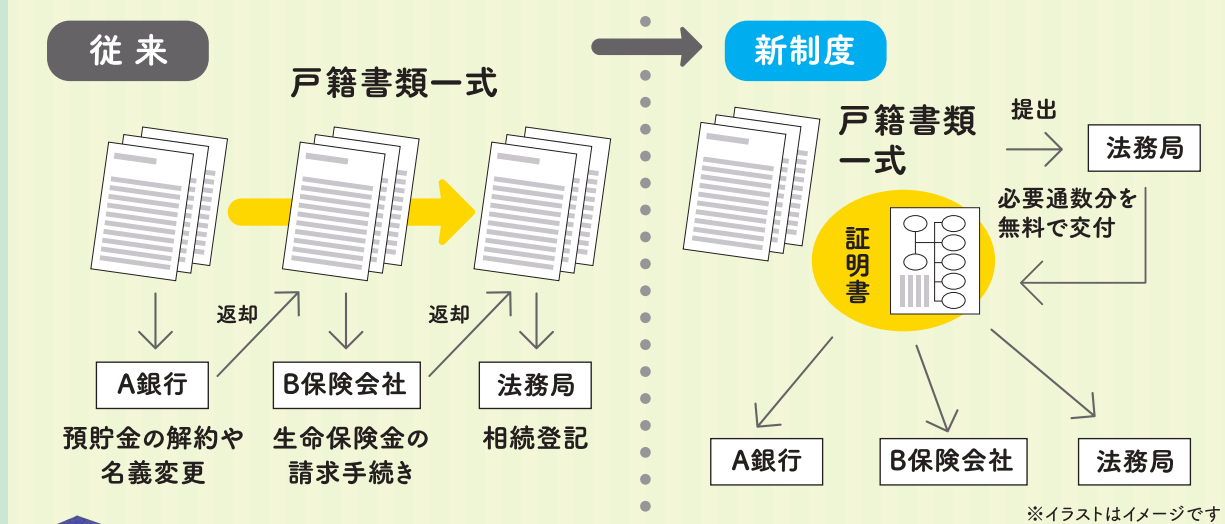
なかでも戸籍謄本は被相続人の出生から死亡に至るまで分かるものが何通も必要です。

また、不動産の名義を変更するなら「法務局(登記所)」へ、預貯金を引き出すなら「銀行や郵便局」へなど、それぞれに全ての戸籍謄本を提出し、確認を受けなければならず、とても骨が折れる作業でした。

それが平成29年5月29日から始まった「法定相続情報証明制度」を利用することにより、相続手続きがスムーズにできるようになりました。



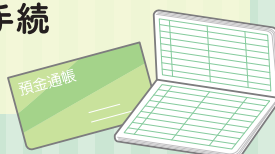
## 「法定相続情報証明制度」のイメージ



相続手続きで必要な膨大な量の戸籍謄本が、  
証明書1通でOKになる画期的な制度！  
手続きが同時に進められるので時間の短縮にも繋がります。

こんな手続きが  
スムーズに行える  
可能性があります

- ① 預貯金の相続手続
- ② 保険金の請求、保険の名義変更手続
- ③ 有価証券の名義変更手続



## < 証明の取り方は? >

法定相続情報証明(=一覧図の写し)の交付を受けるための手順は次のとおりです。

### STEP1 市町村役場などで申出のための添付書面を収集

- ① 被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄本一式と住民票(除票)
- ② 相続人全員の戸籍謄抄本 ③ 相続人全員の住民票(一覧図に相続人の住所を記載する場合、任意) など

### STEP2 申出書の記入・法定相続情報一覧図の作成

- ① 申出人の住所、氏名、連絡先、被相続人との続柄
- ② 利用目的 ③ 交付を求める通数 ④ 申し出の年月日 などを記載しなければなりません。

### STEP3 法務局へ申し出

申し出を行う法務局は、被相続人の本籍地又は最後の住所地、申出人の住所地、被相続人名義の不動産の所在地を管轄する法務局でなければなりません。そこに申出書と法定相続情報一覧図、添付書面を提出します。申出人の氏名・住所を確認できる公的書類(運転免許証、住民票など)も必要となります。

## < 法定相続情報一覧図の写しの交付 >

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続きへお使いください。



## 《よくある質問》

Q: 手数料はかかりますか?

A: 無料で交付されます。

※戸籍謄本等の取得には所定の手数料が必要となります。

Q: 提出した戸籍謄本は返却されますか?

A: 戸籍謄本等は、一覧図の写しを受け取る際に併せて返却されます。

Q: 申出の手続きを取る時間がありません。誰かに頼むことはできますか?

A: 申出の手続きは申出人の親族でも可能ですが、法律の専門家「司法書士にお任せください。」

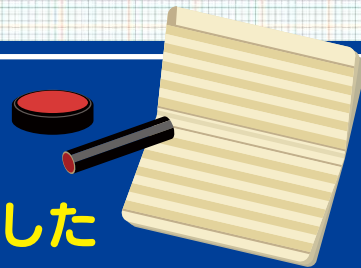
Q: 一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付は可能ですか?

A: 再交付は可能です。再交付の申出書は法務局のホームページをご覧ください。

【参考 法務省HP「法定相続情報証明制度」について】

# 「信託」ご存知ですか？

## 「遺言・信託セミナー」取材してきました



札幌司法書士会では、今年の2月から全4回にわたって、市民の皆様を対象とした「遺言・信託セミナー」を開催しました。遺言の初級編、中級編、上級編と回を重ねるごとに内容がステップアップしていき、4月15日に開催されたシリーズ最終回の内容が、「信託を利用した財産の引継ぎ」についてでした。さて、「相続」「遺言」といった言葉は馴染みがあるかもしれませんが、「信託」はどうでしょう？あまり馴染みがない言葉なのではないでしょうか。

今回はそんな信託について、基本から実用例までわかりやすく解説されるとのことで、取材に行ってきました。



委託者は、将来を心配する家族等(受益者)のために、自分の財産(お金など)を、管理・処分・運用する方法などを決めて、受託者に託します。

受託者は、決められた内容で、自分の経験・判断に基づいて、財産の管理等を行います。

そこから出た利益は、決められたとおりに委託者の家族等(受益者)が受け取り、生計を立てることができます。

## 実用例

### ケース1 障がいのある子がいるAさんの場合



私は、障がいのある子Bと一緒に住んでいます。Bは一人っ子で、結婚しておらず、子どももいません。自分で財産を管理するのは難しそうで、今は私が財政面も含めてサポートしていますが、私も高齢ですし、夫には先立たれていますので、将来どうなるか心配です。

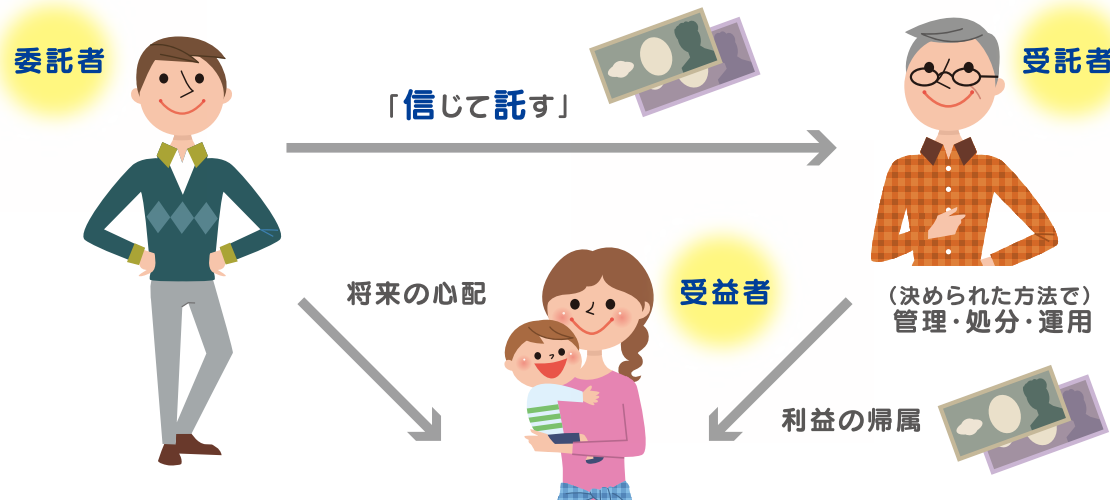
近所に甥Cが住んでおり、今も色々助けてもらっているのですが、私に何かあってもBが生活できるように、Cに私の財産を管理してほしいのですが、万が一、Cに財産を使いこまれてBの生活に影響が出るようなことがあっては困ります。

ただ、もしCがBの生活をしっかり支えてくれたら、最終的にBが亡くなった後、私の財産をCにあげたいと思っています。

## 信託とは

信託とは…「委託者」が「受益者」のために「受託者」に財産を託すこと

例



### ・何の対策もしなかった場合

Aの死後、財産はすべて子Bが相続します。しかし、Aの甥(Bのいとこ)のCには、Bの財産を管理する権限がないので、生活を支援しようとしても、預金の解約ができないなど差し支えが出てくるかもしれません。

またBには相続人がいません(いとこは相続人になりません)。障がいでも遺言を書くことができないとなると、Bの死後、財産は原則として国のものになってしまいます。

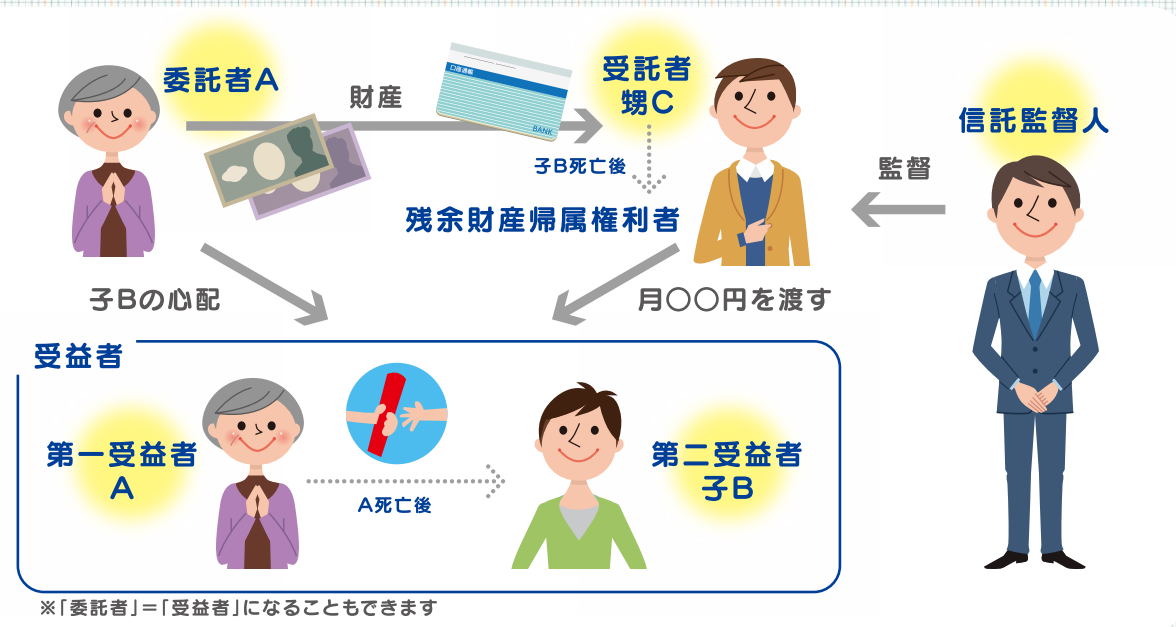
### ・遺言を残した場合

Aが活着ている間は現状のままとし、死後どうするかを考えて、「甥CにAの財産をあげるかわりに、子Bの生活を支援してもらおう」という内容の遺言を書くことが考えられます。ただ、これだと財産をCに先渡しする形になり、本当にBの生活を支援してくれるか、監督する人もいません。Cが信用できる人であることが大前提となります。

### ・成年後見制度を利用した場合

裁判所に申し立てをして、甥Cを候補者として、子B自身の財産管理や医療・介護に関する手続きなど生活を支援する人(成年後見人等)を選んでもらうことができます。裁判所の監督もつくため、Bの生活の支援という面では安心です。ただ裁判所の判断により、状況によってはC以外の人が成年後見人等に選ばれる可能性があります。またBに相続人がいないのは変わらないので、Bの死後、財産の行き先は原則として国となります。

## ・信託を利用した場合…信託契約(リレー方式)



Aを委託者、甥Cを受託者として、信託する財産を決め、信託契約を結びます。するとその財産の所有権はAからCに移転しますが、財産の管理等の内容として「Cはその財産の中から月〇〇円をA(受益者)に渡す」「Aが亡くなった後は子Bを受益者とする」などと決めておきます。そのようにしておくこと、A亡き後のBの生活の支援等も引き続きCが行えることとなります。

Cには財産を好き勝手に処分されないよう、善管注意義務や報告義務など、法的にもしっかり管理等を行う義務が課されます。また司法書士などの法律専門家に、財産が適切に管理されているかを監督する「信託監督人」になってもらうこともできます。

さらに「残余財産帰属権利者をCとする」と決めておけば、Bも亡くなって信託が終了した後、Cが残った財産を受け取ることができます。ここまで決めておけるのは信託の利点でもあるのではないのでしょうか。

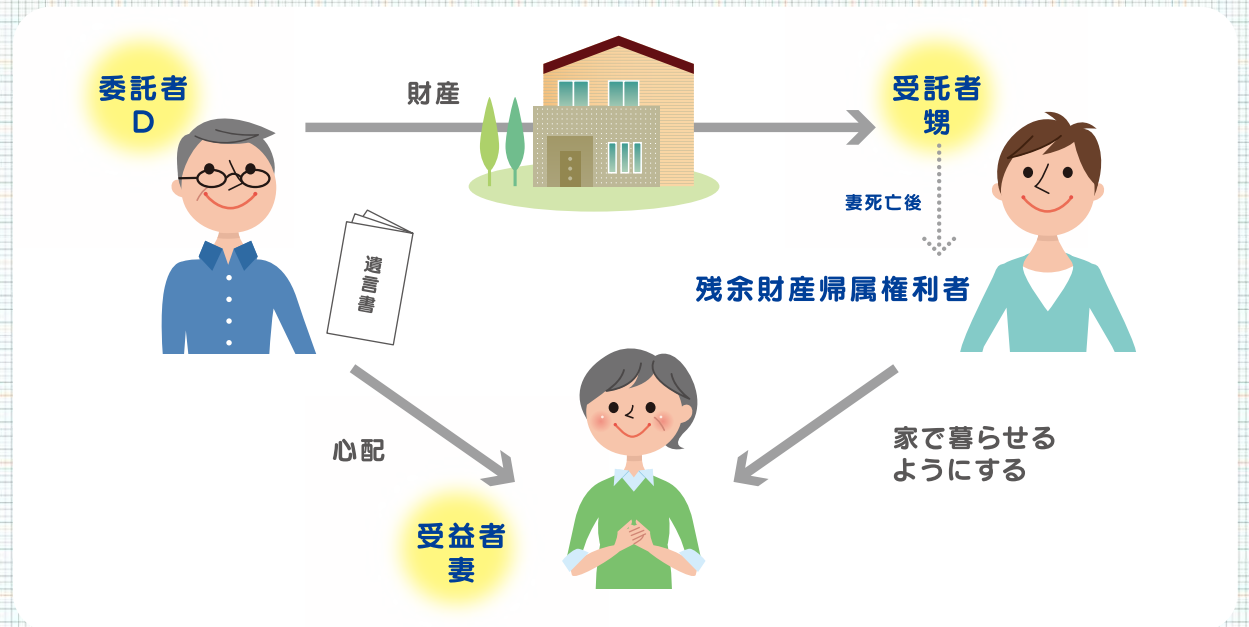
### ケース2 子どもがいないDさんの場合

私たち夫婦には子どもがいません。私の親から相続した土地の上に、家を建てて2人で住んでいます。土地も建物も私名義です。

私が死んだ後も、妻が今の家に安心して暮らせるようにしたいと思っています。ただ、「全財産は妻に相続させる」なんて遺言を書いてしまうと、妻が死んだら、妻の兄弟が相続人になるんですよ。親から受け継いだ土地まで妻方にいってしまうのはちょっと…。

私は既に弟を亡くしているのですが、かわいがっている甥がいるので、最終的には甥に土地を受け継いでほしいのです。かといって「甥に相続させる」なんて遺言を書いて、いざ私が死んで甥が相続した後、残された妻が追い出される、なんてことがあってちょっと…。

## ・信託を利用した場合…遺言信託



D(委託者)が、「甥を受託者、妻を受益者として、自分の財産を信託する」との遺言を書きます。どの財産を信託するかは、土地・建物・その他の財産も含めるなど、様々な選択肢が考えられます。こうすることで、Dが生きている間は自分で財産を管理し、Dが亡くなった後に信託を始めることができます。

妻が安心して家で暮らせるように信託の内容を決めておけば妻の生活を守れますし、残余財産帰属権利者を甥にしておけば、妻の死後、土地を甥に受け継いでもらうことができ、両方の目的が達成されますね。

さらに甥と任意後見契約を結んでおけば、Dが認知症などで財産管理が難しくなった時から、甥に支援してもらうことができるようになります。

### セミナー取材後の感想

以前は個人的には、信託はうまく使いこなすことが難しそうな制度だというイメージで、また最近だと広告等で聞きする機会が増えてきたこともあり、何となく節税を考える人のための流行りなのかという印象もありました。

税金については今回のセミナーでも解説されていて、「信託はあくまで財産を管理するための仕組みであって、節税のための仕組みではない」とのことでした。税金を考える場合、ケースバイケースで細かく事情を考える必要があります。また今の税制が信託の途中で変わる可能性も念頭に置く必要があります。

使いこなすことが難しそうだという印象も、確かに簡単な制度ではないけれど、使い方によっては財産の管理や引継ぎの面でかなり自由度が増す制度だという印象が変わりました。「信託は、将棋のように四手五手先、先々を考えて対応できる制度だ」という言葉が印象的でした。

今回のセミナーの冒頭で、信託の活用を検討する際の方針のひとつとして、「何でもかんでも信託を万能として使うのではなく、遺言や後見制度を活用しつつ、それでできない部分に信託を活用する」というお話がありました。様々な制度を取り入れて組み合わせると、より良い選択ができるようになるのではないのでしょうか。 記事: 佐野 綾子

# 「札幌市消費生活サポーター」に登録しました

札幌市では、主に高齢者や障がい者が架空請求や悪質商法にあわないよう、日常の活動の中で見守りや啓発を行うサポーターの登録制度を設けています。札幌司法書士会も平成29年3月16日に札幌市とサポーター登録の覚書を締結しました。今後も専門知識を生かして、消費者被害の防止に力を入れていきます。

覚書を手にした、札幌市市民文化局市民生活部の鳥井美奈子消費生活課長(右)、札幌司法書士会の当時の会長 猿田史典(左)



## 「ステッカーセット」で訪問販売の被害を防ごう

高齢者などを狙った強引な訪問販売による被害が増えています。札幌司法書士会では、訪問販売トラブルを3段階で防げる、「訪問販売お断りステッカー」と「トラブル回避のアドバイス」のセットを作成しました。札幌司法書士会にて無料で配布しております(数に限りがあります)。このセットを活用して訪問販売トラブルを未然に防止しましょう。  
※北海道消費生活条例より、ステッカーを無視して訪問販売を勧誘することは禁止されています。

はがしやすい素材でできています

**1** 玄関の外にこのステッカーを貼って、「訪問販売お断り。ピンポン鳴らすな」と示そう。

**2** 表面 家の中のドアノブなどにかけておいて、もしピンポンを鳴らされたら、これを見て対応しよう。

**裏面** **3** 裏をめくると相談窓口が載っているので、もし訪問販売で困ったら、ここに相談しよう。

## 空き家相談ダイヤル

“空き家の困りごと”について、司法書士が相談をお受けします。



電話相談 **011-211-8763**

受付時間 月・水・金13:00~16:00 (祝祭日・年末年始・お盆期間を除く)

★平成29年8月21日から新しく開設する相談ダイヤルです。お気軽にお電話ください。

## 速報!! 「司法書士の日」の記念行事を行いました

8月3日は「司法書士の日」。毎年恒例の記念行事を、今年は8月19日に札幌駅前通地下歩行空間で行いました。内容は「人生すごろく」。マス目となっている様々な人生の節目(思わぬ落とし穴!?)に司法書士が助っ人として登場します。ゴールを目指しながら法律などを学べる企画でした。ご参加頂いた皆さま、ありがとうございました。

## 「不動産の相続登記」を促進するために

不動産の相続登記未了により、売却できない、公共事業が進まないなどのトラブルが増えています。札幌法務局と札幌司法書士会は連携して、相続登記を促進するための事業を行っています。

平成29年5月より法務局職員と司法書士が、市町村役場等に出向いて「地方自治体職員向け 相続に関する勉強会」を始めました。

市民の皆さまにも相続登記を知っていただくため、平成29年7月8日に札幌第一合同庁舎にて「相続登記フォーラム「大切な財産を未来へ」～子供たちへつなぐ登記のバトン～」を開催しました。同庁舎の法務局内には司法書士が話を伺う無料登記相談所「きけるっしょ」も常設しておりますので、今お悩みの方はぜひご相談ください。



相続に関する勉強会 (5月24日、三笠市役所)

## ご意見・ご感想を募集しています

札幌司法書士会広報誌「コロポックル」は年2~3回の不定期発行で、主にイベントでの配布のほか、市役所・法務局などの官公署や、金融機関に設置をお願いしています。よりよい「コロポックル」作成のため、ご意見・ご感想をぜひお寄せください。

郵便 〒060-0042  
札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
「札幌司法書士会 コロポックル係」宛

TEL 011-281-3505  
FAX 011-261-0115  
H P <http://www.sihosyosi.or.jp>

コロポックルのバックナンバーも公開中です!!

## 札幌司法書士会の新会長が就任しました

さとむら みきお  
札幌司法書士会 新会長 **里村 美喜夫**  
平成29年5月13日、札幌司法書士会定時総会が開催され、里村美喜夫(さとむらみきお)が札幌司法書士会会長に就任し、新体制がスタートしました。



宮城県復興支援事務所にて

覚えてすぐ使える!!

## ワンポイント手話教室

『よっち?』

両手のひとさし指をたてて  
向かい合わせ、交互に  
数回上下させる



## 編集後記

気に入ったガラケーを愛用して6年。閲覧できるサイトが減り、思い切ってスマホに変えました。変えた直後は何もわからないまま大海に放り出された気分でした…。次第に慣れ、できることが広がって便利さを感じていますが、操作が複雑でセキュリティなど気をつけなければならないことも増え、ガラケーも単純明快でよかったなあと思う今日この頃です。 國分 三恵子





## 【司法書士の主な業務】

※司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に関する相談をお受けします。

- 売買・相続などの不動産登記手続の代理
- 会社設立・役員変更などの会社・法人登記手続の代理
- 簡易裁判所における訴訟・調停、相手方との交渉の代理(140万円以下の民事事件。法務大臣認定の司法書士が行います。)
- 裁判所へ提出する書類(訴状、離婚・相続に関する申立書類等)の作成
- 認知症などで判断能力が不十分な方への成年後見制度による支援
- 遺言、賃貸借、借金・お金のトラブルなどのご相談

相談  
無料

## 札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉 申込方法: 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035** 受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※ 祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

住所: 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員: 認定司法書士  
下記地区においても相談を受けています。――

- 滝川地区 / 0125-23-7737
- 苫小牧地区 / 0144-33-8885
- 小樽・余市地区 / 0134-62-6734
- 岩見沢地区 / 0126-20-2575
- 室蘭地区 / 0143-46-8585
- 夕張地区 / 0123-56-5666



## 札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続です。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※ 祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談  
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口

## なのはな相談センター

女性からの法律相談および手続に関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

電話相談 **011-522-5625**

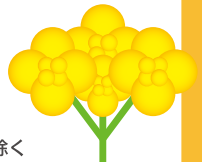
電話相談受付時間/月・水・金 ▶ 12:00~15:00 火・木 ▶ 16:00~19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※ 祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

面談日時/木曜日 ▶ 17:00~/18:00~/19:00~



相談  
無料

## 困りごと“ほっと”ライン 〈電話相談センター〉

電話相談  
ダイヤル

**011-211-1585** 受付時間/月~金 ▶ 13:00~16:00

※ 祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索